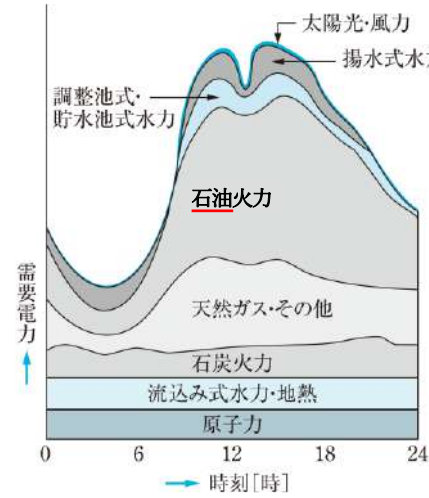
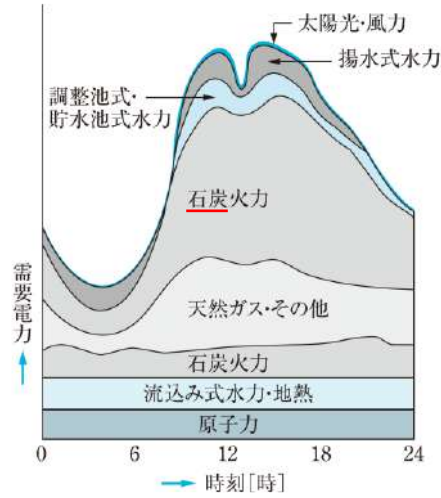


番号	訂正箇所	
	ページ	行

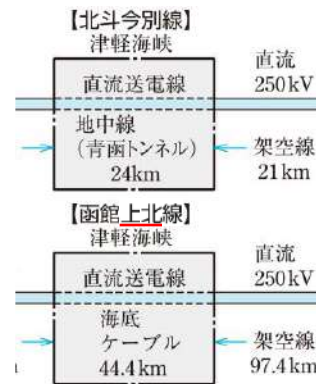
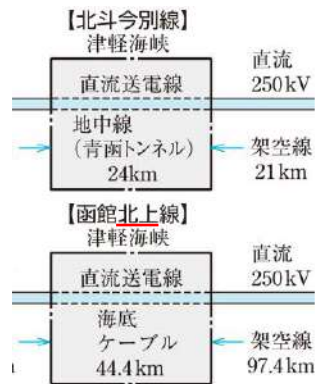
原文

訂正文

1	53	図15
---	----	-----



2	99	図3
---	----	----



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
3	233	29	気事業用電気工作物がある。	気業用電気工作物・ <u>小規模事業用電気工作物</u> がある。 挿入
234	3		600 V 以下の <u>小出力発電設備</u> も	600V 以下の <u>小規模発電設備</u> （出力 10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備および 20kW 未満の風力発 電設備を除く）も
	6~7		また、 <u>小出</u>	また、 <u>小規</u>
	9		<u>力</u> 発電設備以外の 事業を目的とする設備の電気工作物をいう。	事業を目的とする設備の電気工作物をいう。 <u>(4) 小規模事業用電気工作物</u> 小規模な太陽電池発電設備（出力 10kW 以上 50kW 未満）と風力発電設備（出力 20kW 未満）をいう。 挿入

番号	訂正箇所		原文	訂正文																	
	ページ	行																			
3 続き	234	表2	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">電 気 工 作 物</td> <td>一 般 用 電 気 工 作 物</td> <td> 一般住宅や商店などの小規模な電気設備 ①低圧受電設備 (600 V 以下) ②次のような小出力発電設備 (600 V 以下) 合計 50 kW 未満 ・太陽電池発電設備……………出力 50 kW 未^②満 ・風力・水力^④発電設備……………出力 20 kW 未満 ・内燃力・燃料電池発電設備……………出力 10 kW 未満 </td> </tr> <tr> <td>事 業 用 電 気 工 作 物</td> <td> 工場・ビルなどの高圧需要家の電気設備 ①高圧・特別高圧受電設備 (600 V を超える) ②小出力発電設備以外のもの ③構外にわたる電線路を有するもの ④火薬類を製造する事業場に設置するもの ⑤炭坑の事業場に設置するもの </td> </tr> <tr> <td>電 気 事 業 用 電 気 工 作 物</td> <td> 電気事業者など電気の供給事業を行う電気設備 ①発電・変電・送電・配電のために設置する機械・器具 ②ダム・水路・貯水池・電線路などの電気工作物 </td> </tr> </table>	電 気 工 作 物	一 般 用 電 気 工 作 物	一般住宅や商店などの小規模な電気設備 ①低圧受電設備 (600 V 以下) ②次のような小出力発電設備 (600 V 以下) 合計 50 kW 未満 ・太陽電池発電設備……………出力 50 kW 未 ^② 満 ・風力・水力 ^④ 発電設備……………出力 20 kW 未満 ・内燃力・燃料電池発電設備……………出力 10 kW 未満	事 業 用 電 気 工 作 物	工場・ビルなどの高圧需要家の電気設備 ①高圧・特別高圧受電設備 (600 V を超える) ②小出力発電設備以外のもの ③構外にわたる電線路を有するもの ④火薬類を製造する事業場に設置するもの ⑤炭坑の事業場に設置するもの	電 気 事 業 用 電 気 工 作 物	電気事業者など電気の供給事業を行う電気設備 ①発電・変電・送電・配電のために設置する機械・器具 ②ダム・水路・貯水池・電線路などの電気工作物	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">電 気 工 作 物</td> <td>一 般 用 電 気 工 作 物</td> <td> 一般住宅や商店などの小規模な電気設備 ①低圧受電設備 (600 V 以下) ②次のような小規模発電設備^⑤ ・太陽電池発電設備……………出力 10kW 未満 ・水力発電設備^④……………出力 20kW 未満 ・内燃力・燃料電池発電設備……………出力 10kW 未満 </td> </tr> <tr> <td>事 業 用 電 気 工 作 物</td> <td> 工場・ビルなどの高圧需要家の電気設備 ①高圧・特別高圧受電設備 (600 V を超える) ②小規模発電設備以外の発電設備 ③構外にわたる電線路を有するもの ④火薬類を製造する事業場に設置するもの ⑤炭坑の事業場に設置するもの </td> </tr> <tr> <td>電 気 事 業 用 電 気 工 作 物</td> <td> 電気事業者など電気の供給事業を行う電気設備 挿入①発電・蓄電・変電・送電・配電のために設置する機械・器具 ②ダム・水路・貯水池・電線路などの電気工作物 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模事業用 電 気 工 作 物</td> <td> 次のような小規模発電設備^⑤ ①太陽電池発電設備……………10 kW 以上 50 kW 未満 ②風力発電設備……………20 kW 未満 </td> </tr> </table>	電 気 工 作 物	一 般 用 電 気 工 作 物	一般住宅や商店などの小規模な電気設備 ①低圧受電設備 (600 V 以下) ②次のような小規模発電設備 ^⑤ ・太陽電池発電設備……………出力 10kW 未満 ・水力発電設備 ^④ ……………出力 20kW 未満 ・内燃力・燃料電池発電設備……………出力 10kW 未満	事 業 用 電 気 工 作 物	工場・ビルなどの高圧需要家の電気設備 ①高圧・特別高圧受電設備 (600 V を超える) ②小規模発電設備以外の発電設備 ③構外にわたる電線路を有するもの ④火薬類を製造する事業場に設置するもの ⑤炭坑の事業場に設置するもの	電 気 事 業 用 電 気 工 作 物	電気事業者など電気の供給事業を行う電気設備 挿入①発電・蓄電・変電・送電・配電のために設置する機械・器具 ②ダム・水路・貯水池・電線路などの電気工作物		小規模事業用 電 気 工 作 物	次のような小規模発電設備 ^⑤ ①太陽電池発電設備……………10 kW 以上 50 kW 未満 ②風力発電設備……………20 kW 未満
電 気 工 作 物	一 般 用 電 気 工 作 物	一般住宅や商店などの小規模な電気設備 ①低圧受電設備 (600 V 以下) ②次のような小出力発電設備 (600 V 以下) 合計 50 kW 未満 ・太陽電池発電設備……………出力 50 kW 未 ^② 満 ・風力・水力 ^④ 発電設備……………出力 20 kW 未満 ・内燃力・燃料電池発電設備……………出力 10 kW 未満																			
	事 業 用 電 気 工 作 物	工場・ビルなどの高圧需要家の電気設備 ①高圧・特別高圧受電設備 (600 V を超える) ②小出力発電設備以外のもの ③構外にわたる電線路を有するもの ④火薬類を製造する事業場に設置するもの ⑤炭坑の事業場に設置するもの																			
	電 気 事 業 用 電 気 工 作 物	電気事業者など電気の供給事業を行う電気設備 ①発電・変電・送電・配電のために設置する機械・器具 ②ダム・水路・貯水池・電線路などの電気工作物																			
電 気 工 作 物	一 般 用 電 気 工 作 物	一般住宅や商店などの小規模な電気設備 ①低圧受電設備 (600 V 以下) ②次のような小規模発電設備 ^⑤ ・太陽電池発電設備……………出力 10kW 未満 ・水力発電設備 ^④ ……………出力 20kW 未満 ・内燃力・燃料電池発電設備……………出力 10kW 未満																			
	事 業 用 電 気 工 作 物	工場・ビルなどの高圧需要家の電気設備 ①高圧・特別高圧受電設備 (600 V を超える) ②小規模発電設備以外の発電設備 ③構外にわたる電線路を有するもの ④火薬類を製造する事業場に設置するもの ⑤炭坑の事業場に設置するもの																			
	電 気 事 業 用 電 気 工 作 物	電気事業者など電気の供給事業を行う電気設備 挿入①発電・蓄電・変電・送電・配電のために設置する機械・器具 ②ダム・水路・貯水池・電線路などの電気工作物																			
	小規模事業用 電 気 工 作 物	次のような小規模発電設備 ^⑤ ①太陽電池発電設備……………10 kW 以上 50 kW 未満 ②風力発電設備……………20 kW 未満																			
	側注 2~4	<p>②電気事業法 第38条3項。</p> <p>③電気事業法施行規則 第48条4項。</p> <p>④ダムをとまなうものを除く。</p> <p>⑤電気事業法 第38条3項。挿入</p>	<p>②電気事業法 第38条4項。</p> <p>③電気事業法施行規則 第48条4項。</p> <p>④ダムをとまなうものを除く。</p> <p>⑤電気事業法 第38条3項。挿入</p>																		

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
3 続き	234	16	省令 ^⑤	省令 ^⑥
		側注5	⑤	⑥
	249	11	⑤ 一般用電気工作物とは、600 V 以下で受電する小規模の電気設備をいう。	⑤ 一般用電気工作物とは、600V 以下で受電する小規模の電気設備および、 <u>600V 以下の小規模発電設備（出力が 10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備 および 20kW 未満の風力発電設備を除く）をいう。</u> <small>挿入</small>
	250	6	<u>小出力</u> 発電設備には	<u>小規模</u> 発電設備には
253	4段目 48	常規電圧 138	常規電圧 138 小規模事業用電気工作物233 <small>挿入</small>	

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
4	243	9	一般用電気工作物または	一般用電気工作物 ^② または 挿入
		11	自家用電気工作物の定義は、 ^②	自家用電気工作物の定義は、 ^③
		21	一般用電気工作物の	一般用電気工作物等の 挿入
		24	一般用電気工作物および	一般用電気工作物等および 挿入
		25	従事することができる ^③	従事することができる ^④
		26	試験合格後、 ^④	試験合格後、 ^⑤
		27	工事実務経験を ^⑤	工事実務経験を ^⑥
		28	指定する者が ^⑥	指定する者が ^⑦
		側注 1～2	①電気工事士法 第1条。	①電気工事士法 第1条。 ②一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物 ^{挿入} のこと。電気工事士法 第2条。 ③電気工事士法 第2条。
		側注3	③	④
		側注4	④	⑤
		側注5	⑤	⑥
		側注6	⑥	⑦

番号	訂正箇所		原文	訂正文																
	ページ	行																		
4 続き	244	表1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>免状等交付者</th> <th>電気工事士等の種類</th> <th>作業範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都道府県知事</td> <td>第一種電気工事士</td> <td>一般用電気工作物および自家用電気工作物の電気工事 (特殊電気工事は除く)</td> </tr> <tr> <td>第二種電気工事士</td> <td>一般用電気工作物の電気工事</td> </tr> </tbody> </table>	免状等交付者	電気工事士等の種類	作業範囲	都道府県知事	第一種電気工事士	一般用電気工作物および自家用電気工作物の電気工事 (特殊電気工事は除く)	第二種電気工事士	一般用電気工作物の電気工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>免状等交付者</th> <th>電気工事士等の種類</th> <th>作業範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都道府県知事</td> <td>第一種電気工事士</td> <td>一般用電気工作物^等および自家用電気工作物の電気工事 (特殊電気工事は除く)</td> </tr> <tr> <td>第二種電気工事士</td> <td>一般用電気工作物^等の電気工事</td> </tr> </tbody> </table>	免状等交付者	電気工事士等の種類	作業範囲	都道府県知事	第一種電気工事士	一般用電気工作物 ^等 および自家用電気工作物の電気工事 (特殊電気工事は除く)	第二種電気工事士	一般用電気工作物 ^等 の電気工事
	免状等交付者	電気工事士等の種類	作業範囲																	
都道府県知事	第一種電気工事士	一般用電気工作物および自家用電気工作物の電気工事 (特殊電気工事は除く)																		
	第二種電気工事士	一般用電気工作物の電気工事																		
免状等交付者	電気工事士等の種類	作業範囲																		
都道府県知事	第一種電気工事士	一般用電気工作物 ^等 および自家用電気工作物の電気工事 (特殊電気工事は除く)																		
	第二種電気工事士	一般用電気工作物 ^等 の電気工事																		
244	図2																			
250	17	① 電気工作物または	① 電気工作物 ^等 または																	
5	246	4	もって一般用電気工作物	もって一般用電気工作物 ^等																
	249	24	一般用電気工作物および	一般用電気工作物 ^等 および																